

「こぼしデイサービスセンター」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(滋賀県指定 第 2570500179 号)

当事業所は指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容を次のとおり説明致します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 八幸会
(2) 法人所在地 滋賀県東近江市市辺町 3477
(3) 電話番号 0748-20-0511
(4) 代表者氏名 理事長 山口 信一郎

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所

※当事業所は介護老人福祉施設こぼしの家に併設される通常規模型通所介護です。

- (2) 事業の目的 指定通所介護は介護保険法令に従い、ご利用者様がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 こぼしデイサービスセンター

- (4) 事業所の所在地 滋賀県東近江市市辺町 3477

- (5) 電話番号 0748-20-0511

- (6) 事業所長(管理者) 上田 浩士

- (7) 運営方針 事業所の職員は、ご利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努め、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者様のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとします。事業の実施に当たっては、市町村、居宅介護支援事業者、家族、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的にサービスを利用できるよう必要な援助を行うものとします。

- (8) 通常の事業の実施地域 原則として東近江市（旧八日市市エリア）、及び近江八幡市（老蘇小・武佐小・馬渕小学校区）とします。

(9) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとします。 ただし、年末年始（12月30日から1月3日）は休業日とします。
営業時間	原則として午前8:30～午後5:30（送迎を含む）とします。
サービス提供時間	午前9:10～午後4:40の間で適切なマネジメント及び利用者様のご希望を踏まえた時間のサービス提供を行います。

(10) 利用定員 35人（第1号通所事業利用者を含む）

3.職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	配置人員	指定基準
1. 管理者（兼務）	1名	1名
2. 介護職員	6.4名	5名以上
3. 生活相談員<兼務>	1.2名	1名以上
4. 看護職員	1.2名	1名以上
5. 機能訓練指導員（兼務）	2名	1名以上

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 管理者・機能訓練指導員以外は、令和7年4月1日現在の常勤換算数で表示しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務時間
1. 介護職員	
2. 生活相談員	
3. 看護職員	8:30～17:30
4. 機能訓練指導員	

4.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（負担割合証に基づき9割または8割または7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

担当介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に基づき、ご利用者様の希望や心身の状況および環境をふまえた「通所介護計画書」を作成し、本人・家族の同意のもとにサービスを提供します。

①昼食

- ご利用者様の自立支援のため離床して食事をとって戴くことを原則としています。
(食事時間) 12:00～13:00

②入浴

- ・希望者に入浴又は清拭を行います。

※希望者が多数の場合は、事業の実施上、希望どおり入浴できない場合もございます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者様心身等の身体的能力を最大限活用した援助を行います。

④健康管理

- ・ご利用者様の利用時間内の健康管理は看護師が行います。
- ・ご利用時間帯にご利用者様が体調不良となられ、サービスの継続が困難な場合は「こぼしの家緊急時の対応に関する指針」に基づき対応します。

⑤機能訓練

- ・ご利用者様で機能低下のおそれがある方に機能訓練指導員が計画的に機能訓練を行います。

⑥送迎

- ・8：30～9：30 の間 及び 16：20～17：20 の間

<サービス利用料金（1回あたり）>

下記の料金表によって、ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

（下記料金表は自己負担部分の料金です）

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単位	658 単位	777 単位	900 単位	1,023 単位	1,148 単位	
利用料金	6,672 円	7,878 円	9,126 円	10,373 円	11,640 円	
通常規模型 通所介護費 利用者負担 額	1 割負担	667 円	787 円	912 円	1,037 円	1,164 円
	2 割負担	1,334 円	1,574 円	1,824 円	2,074 円	2,328 円
	3 割負担	2,001 円	2,361 円	2,736 円	3,111 円	3,492 円

その他、加算分の自己負担金

	入浴介助加算（I）	サービス提供体制強化加算 II	介護職員等処遇改善加算 I
基本単位	40 単位	18 単位	(基本料金+他加算) の 9.2%
利用料金	405 円	182 円	
1 割負担	40 円／回	18 円／回	(基本料金+他加算) の 9.2%
2 割負担	80 円／回	36 円／回	
3 割負担	120 円／回	54 円／回	

☆ 「社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額

「軽減制度」の適用者は、基本サービス費（1割負担分）及び「食費に係る費用」に関して、保険者にて認定された軽減率を適用します。

☆ご利用者様は負担割合証に基づく利用者負担額に合わせて、利用に応じて加算分の自己負担金【負担割合証が1割の方は下記の記載額、2割の方は下記記載額の倍額、3割の方は下記記載額の3倍額（食事の材料に係る費用、おやつ代は除く）】をお支払いいただきます。

- ・入浴をしていただいた場合、入浴介助加算として41円／回を加算します。
- ・介護職員のうち、介護福祉士を50%以上配置しているため、サービス提供体制強化加算Ⅱとして19円／回を加算します。
- ・事業所が何らかの理由でご利用者様に対して送迎を行わなかった場合、片道につき48円を減算します。
- ・当事業所が介護職員（等）の賃金改善等の実施要件を満たしているため、介護職員等処遇改善加算Ⅰ（基本料金に加算を含めた額の9.2%分）を加算します。
- ・利用料金と加算料金には地域区分別単価(7級地 10.14円)を含んでいます。

☆ご利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者様に提供する食事の材料に係る費用、おやつ代は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者様の負担額を変更します。

☆「介護保険負担割合証」の提示がない場合は「食事に係る費用、おやつ代」以外の保険対象サービス総額の3割をご負担いただきます。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者様の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事に係る費用

当事業所では、栄養並びにご利用者様の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者様に提供する食材料費及び調理相当費です。

料金：一回あたり昼食 600円

②レクリエーション活動

ご利用者様の希望により創作活動ができますが、特別な材料等を必要とする時は材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご利用者様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：20円／枚

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者様の日常生活に要する費用で、ご利用者様に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おやつ代：50円／回 オムツ代：100円～200円／枚

☆経済状況の著しい変化や、その他やむを得ない事由がある場合は、事前に事業所にご相談ください。

(3) 利用料金のお支払い方法

1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末までに以下の方法でお支払い下さい。

- ・金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：滋賀銀行、ゆうちょ銀行、湖東信用金庫、JA グリーン近江

- ・事業所での窓口払い

(4) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定期間の前に、ご利用者様の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者様の体調不良等、正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の自己負担額合計

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況によりご利用者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の日時をご利用者様に提示して協議します。

5.個人情報の保護について

当施設では、個人情報保護のため、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、個人情報保護規程を設け、利用開始時の相談から利用終了後においても、個人情報の取扱いを以下の通り行います。

- ① 個人情報の収集については、当該事業の目的を達するため必要な範囲で、個人情報の主体であるご利用者様・ご家族様に対して利用目的を通知もしくは説明し、同意を得た上で、適正かつ公正な手段で行います。
- ② 個人情報の管理については、紛失・破壊・改ざん及び漏えいを防止するため、予防措置を行います。当施設の職員・業務委託者・ボランティア活動を行う者・実習生等に守秘義務を徹底させます。
- ③ 個人情報の利用は、収集目的の範囲内で具体的な業務に応じて施設管理者より権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて行います。
- ④ 個人情報について、ご利用者様・ご家族様から確認・訂正・利用停止を求められた場合は速やかに調査の上、対処します。

○個人情報保護相談窓口

施設長 上田 浩士

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 [職名] 生活相談員 奥田 真規

○苦情解決責任者 [職名] 施設長 上田 浩士

○電話番号 0748-20-0578

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 10:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東近江市 長寿福祉課	住所：滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号 電話番号：0748-24-5645
近江八幡市 高齢福祉介護課 (ひまわり館 1階)	住所：滋賀県近江八幡市土田町 1313 番地 電話番号：0748-33-3511
滋賀県国民健康保険団体連合会	住所：滋賀県大津市中央 4 丁目 5 番 9 号（滋賀国保会館） 電話番号：077-52-2651

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の内容について、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護事業所 こぼしデイサービスセンター

説明者：職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて、事業者からこぼしデイサービスセンターで提供される指定通所介護サービスの概要の説明を受けました。

本人：住所

氏名

印

代理人：住所

氏名

印

成年後見人等：住所

氏名

印